七　農業行政費　農家数

$C_{29} = 0.0015$

$C_{30} = 0.00146$

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 \\ + G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times \\ 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=21}^{30}(N_n \times O_n) + \sum_{n=16}^{30}(P_n \\ \times Q_n) + \sum_{n=21}^{30}(R_n \times S_n) + \sum_{n=16}^{30}(T_n \times U_n) + \sum_{n=21}^{30}(V_n \times W_n) \\ + \sum_{n=11}^{13}(X_n \times Y_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=11}^{20} \\ (AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)\end{array}}{107{,}000\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。E 及び H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに

六　農業行政費　農家数

$C_{29} = 0.0015$

算式

$$\frac{\begin{array}{l}B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 \\ + G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times \\ 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=20}^{29}(N_n \times O_n) + \sum_{n=15}^{29}(P_n \\ \times Q_n) + \sum_{n=20}^{29}(R_n \times S_n) + \sum_{n=15}^{29}(T_n \times U_n) + \sum_{n=20}^{29}(V_n \times W_n) \\ + \sum_{n=10}^{13}(X_n \times Y_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=10}^{20} \\ (AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)\end{array}}{107{,}000\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。E 及び H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに